



平成 21 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 庄  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 辰  
(コード番号 9979 東証第1部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 水 野 正 嗣  
(TEL 03-5764-2229)

## 店舗従業員に対する特別賞与の支払いについて

当社では、昨年（平成 20 年）12 月にお知らせしました通り、労務管理体制の改善・強化を図るべく、社外の弁護士や労務専門家を中心メンバーとする「労務改善委員会」（以下「委員会」という）を設置し、本年 1 月より活動を継続しております。

委員会からは、当社の労務管理に関する課題・問題点を踏まえた様々な改善提言が発信されておりますが、当社としてもこれを真摯に受け止め、労務に関する規程や制度の見直しおよび運営面の徹底など、逐次改善施策として取り組んでいるところであります。

この一環として、当社では従来、店長・調理長などの店舗における役職者（以下「店舗役職者」という）は、労働基準法第 41 条第 2 号（以下「法」という）に基づく「管理監督者」と位置付けておりましたが、委員会からの是正提言を踏まえて、今般、同法における「管理監督者」の扱いとしないこととし、これと同時に賃金体系を刷新することにいたしました。

また、これに関連し、平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までの期間（24 ヶ月）において、各店舗役職者が「管理監督者」でないとした場合の同期間中における実労働時間に応じた時間外割増手当等を計算し、これが同期間中に実質時間外手当と見なされる各種役職手当として当社が支給した金額を上回る場合、この上回る額を特別賞与として対象者に支給することにいたしました。

当社は、これまでの委員会からの様々な意見や提言を基に、従業員の労働環境や労働時間、そして健康管理面などのあらゆる分野で改善を推し進めてまいりたいと考えております。

### 『特別賞与支払いの概要』

- (1) 対象者 : 約 1,200 名
- (2) 対象期間 : 平成 19 年 9 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日
- (3) 総 額 : 550 百万円
- (4) 支払い時期 : 平成 21 年 10 月末までに対象者への支払いを予定

以上